

HDM推進会（第2回）／ごみゼロネット推進会（第24回）議事録

開催日： 2010年(H22年)7月 5日(月) 10:00～12:00

場所： ウエスト

出席者： 平林、加藤、大橋、片山、市原、杉本、加賀谷、桐生（作成）

議題：

1. HDM実証試験場所問題の現状総括（大橋）

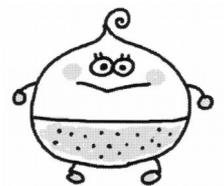
- 行政側は都市計画法や建築基準法での問題点を指摘して、実証試験場の決定に及び腰である。
- 都市計画上、問題なくHDMがやれるのは二枚橋になる。但し、焼却場跡地であるため、地中にダイオキシンや重金属類が検出されており、その除去に2、3年間は見なくてはならない。
- HDMが堆肥化ととられると、建築基準法 48条に抵触し、準工業地域であるジャノメ跡地ではやれなくなる。但し、行政が問題ないと認め、計画案を出し、公聴会を経て都市計画審議会でも可決されれば可能。多摩建築事務所が公聴会を開くが、住民が一人でも反対するようなら公聴会を開かないという。市長の意向が強く反映される。
- 小規模の場合については、建築基準法 51条の但し書き条項による場所の緩和条件がある。このことを柿崎Kに話した。柿崎Kは同法 48条を持ち出して、そう簡単には行かぬのではないかという。

2. HDM実証試験場所に関する討議

- 中間処理場に関しては、「今後、1項なりとも付け加えない」という協定書を周辺住民と取り交わしており、対象にするのは難しい。（市原）
- 場所としてはジャノメ跡地と貨物駅跡地の2カ所にほぼ絞られてきた。前者は市庁舎場所選定と絡んで長期間利用するのは難しい。対象地域は1000所帯程度とする。処理日量300～500kg。エアズシティ約470世帯、トミンハイム約250世帯に周辺の幾つかのマンションを加えれば可能である。マンションは収集保管場所が確定しており、実証試験には好適である。（加藤）
- フォレスト社の竹井さんは柿崎Kの問い合わせに対し、HDMが堆肥化用と答えているが、堆肥工場はごみ処理工場より規制のハードルが高いようなので、小金井市のHDMは堆肥用ではないと取り消したい。（市原）
- 竹井さんは建築基準法第 51条を知らないようなので、我々と事前調整しておく必要がある。（大橋）
- （資料「平成 21年度小金井市生ごみ乾燥物回収量と生ごみ堆肥」と「ごみ処理施設建設等調査検討委員会（2010/6/16、10～16）審議メモ及び調査」を配布、説明後）「平成 20年度中町堆肥化工場関係の決算」のように、堆肥化処理は 328,584円/トンを要しており、全く経済的合理性がない。5月には回転シャフトが疲労破断して応急修理のため1ヶ月間休止しており、今後は軽負荷で運転するという。リース期間も後2年間である。これを撤去して肥料化はアグリクリエートに任せ、空いた場所HDM実証試験をやるのが最も可能性が高いシナリオと考える。（加藤）
- 前回の行政との会議で、自分は1トン以下の小規模の場合の調査をするよう頼まれている。フォレスト社は1トン以下の施設を既に全国に7カ所程度実績を持っているので、今度の行政との話し合いの場に竹井さんに出席して説明してもらってはどうか。（加藤）…賛否の議論があった。

3. 決定事項

- (1) 7/14の行政との3回目の会合に竹井氏に同席願う。大橋氏から柿崎Kに申し込む。
事前調整のために、同日 10:00から上之原会館学習室Cで竹井氏と我々の会合を持つ。
- (2) 全議員に対し、HDM実証試験計画の進捗報告を行う。（7/19、文書配布により報告）



上

以

行政との打合せ 日時：7月14日(水) 14:00~16:00 / 場所：市役所西庁舎第6会議室
次回打合せ 日時：8月2日(月) 10:00~12:00 / 場所：喫茶店ウエスト

1 / 2

補遺：

大橋氏より、今後の行政との折衝で鍵となる以下の文の記載要請があった。

過日、建築基準法第五十一条のただし書きについて東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課木田係長の指導を仰いだ(面接者：大橋、杉本、市原)。

ごみ処理場は、「建築基準法第五十一条で都市計画によってその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない」と規定している。

その但し書きで「当該市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない」と明記されている。

その「政令で定める規模の範囲内」が以下の建築基準法施行令第百三十条の二の三に示されている。

● 建築基準法施行令第百三十条の二の三

「法第五十一条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

汚物処理場又はごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更(第五号に該当するものを除く。)」

「処理能力(増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力)が三千人(総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあつては、一万人)以下のものすなわち、対象が3000人以下の小規模ごみ処理施設であれば、都市計画決定していなくとも、都市計画審議会の議を経なくとも、新築できることが明示されています。

これにより、HDM実証試験は、「3000人以下の小規模ごみ処理施設」として建設が可能であることが判り、突破口が見出された。堆肥化施設と指定は不可。

以上

